

西東京市立けやき小学校関係者評価委員会設置要項

第1 設置

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び西東京市立学校の管理運営に関する規則（平成13年西東京市教育委員会規則第20号）に基づき、西東京市立けやき小学校における学校関係者評価を実施するため、西東京市立けやき小学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事務局を西東京市立けやき小学校に置く。

第2 所掌事項

委員会は、西東京市立けやき小学校の校長（以下「校長」という。）から示される学校自己評価表及び概要説明等に基づき、次の観点等について評価・助言を行い、学校関係者評価表を取りまとめ校長に提出する。

- (1) 確かな学力の向上に関すること。
- (2) 豊かな心の育成に関すること。
- (3) 健やかな体の育成に関すること。
- (4) 学校の特色ある教育活動に関すること。

第3 委嘱

学校関係者評価委員（以下「評価委員」という。）は、次の者のうちから校長が委嘱する。

- (1) 学校運営連絡協議会委員
- (2) 西東京市立けやき小学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) その他、校長が必要と認める者

第4 評価委員の任期

評価委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

第5 役員の設置及び任期等

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は評価委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期によるものとし、再任を妨げない。

第6 報酬等

評価委員には、報酬及び費用弁償は支給しない。

第7 守秘義務

評価委員は、委員会内で知り得た秘密を漏らしてはならない。評価委員を退いた後も、同様とする。

第8 委員会の開催

委員会は、1年に3回開催することを原則とし、校長は次に掲げる内容を説明する。

ただし、校長及び委員長が必要と認めた時は臨時に委員会を開催することができる。

- (1) 第1回 学校関係者評価委員会及び学校自己評価表の説明、年間の活動予定
- (2) 第2回 第1回学校自己評価の説明及び改善の方向性
- (3) 第3回 第2回学校自己評価の説明及び改善の方向性

第9 庶務

委員会の庶務は、校長の責任と権限において行うものとする。

第10 その他

この要項に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要項は、平成21年 4月 1日から施行する。